軽自動車税（種別割）の税率について

○原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、軽・小型(二輪)自動車、小型特殊自動車については、**【表 1】**の税率を適用しています。

【表 1】原動機付自転車及び二輪車など

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	50cc 以下　（特定小型原付含む）	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車(125cc 超 250cc 以下)		3,600 円
二輪の小型自動車(250cc 超)		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円

○軽自動車（三輪・四輪以上）については、

- **自動車検査証に記載の「初度検査年月」が平成 27 年 4 月以降**の車両から**【表 2】の標準税率**を適用しています。
- **排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車**（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに新規検査を受けた新車に限る。）について、**令和 5 年度**の税額は**【表 2】の軽課税率**を適用します。
  （なお、**軽課税率**の適用は**令和 5 年度のみ**となります。）
- **自動車検査証に記載の「初度検査年月」が平成 22 年 4 月以降**の車両は**【表 3】の旧税率**を適用しています。
- **自動車検査証に記載の「初度検査年月」が平成 22 年 3 月以前**の車両（電気自動車などは除く。）は、**【表 3】の重課税率**を適用します。

【表 2】三輪及び四輪以上の軽自動車

自動車検査証に記載の「初度検査年月」が平成 27 年 4 月以降の車両の場合（グリーン化特例あり）

車種区分			税率（年額）			
軽自動車			**標準税率**	初度検査年月が令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の車両〔グリーン化特例（**軽課税率**）〕**令和 5 年度のみ適用**		
				電気自動車・天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車	
				（ア）75%軽減	（イ）50%軽減	（ウ）25%軽減
三輪			3,900 円	1,000 円	2,000 円（**乗用営業用のみ**）	3,000 円（**乗用営業用のみ**）
四輪以上	乗用	自家用	10,800 円	2,700 円	**適用なし**	**適用なし**
		営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物用	自家用	5,000 円	1,300 円	**適用なし**	**適用なし**
		営業用	3,800 円	1,000 円	**適用なし**	**適用なし**

（ア）・（イ）・（ウ）は、下表の基準を満たした車両

（ア） ７５%軽減	電気自動車 天然ガス軽自動車 （平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成２１年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの）		
（イ） ５０%軽減	平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車	＋	令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準を 90%達成した車両
（ウ） ２５%軽減		＋	令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準を 70%達成した車両

【表 3】三輪及び四輪以上の軽自動車

自動車検査証に記載の「初度検査年月」が平成 27 年 3 月以前の車両の場合（重課あり）

車種区分			税率（年額） 初度検査年月 平成 22 年 4 月以降 **（旧税率）**	平成 22 年 3 月以前**【注】** **（重課税率）**
軽自動車	三輪		3,100 円	4,600 円
	四輪乗用車	自家用	7,200 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	8,200 円
	四輪貨物車	自家用	4,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	4,500 円

【注】賦課期日（4 月 1 日）現在、初度検査年月から 13 年を超える車両が対象です。（令和 5 年度は「初度検査年月」が平成 22 年 3 月以前の車両）

[注意]軽自動車税（種別割）を納付後すぐに継続検査がある、他市へ引っ越した直後などの場合は、納税証明書が必要になる場合があります。